



号外第5号
令和6年2月27日
発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による指定区域の指定..... 1

告示

広島市告示第68号

令和6年2月27日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定します。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18第1項に規定する指定区域台帳は、広島市環境局業務部産業廃棄物指導課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

1 指定区域

広島市安佐北区狩留家町の字田城の6545番、6545番2、6545番3、6545番4、6546番1、6547番1、6549番3、6551番2、6552番、6552番2、6553番、6553番2、6553番3、6553番4、6554番、6554番2、6554番3、6556番、6557番、6562番、6562番2、6566番、6566番2、6566番3、6567番、6567番2、6568番、6568番2、6571番、6571番2、6571番3、6577番、6579番、6579番2、6582番1、6584番2、6584番4、6585番、6585番2、6585番3、6586番、6586番2、6586番3、6586番4、6587番2、6587番4及び6588番2並びに字東山の10453番503及び10453番504

2 埋立地の区分

廃止確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号）